

きむら・そつた 専門は憲法学。子どもとの権利、差別されない権利、平等原則などが研究テーマ。

ではない。

「離婚後の共同親権を求める理由に「別居親が子どもと会えなかつたり、子育てに関わなかつたりするケースをなくすため」という主張がある。

「子に会えない」というのは非常に同情を賣つ言葉だが、親権の所在にかかわらず、面会交流を求めることは現行法でもできる。子に会えないケースには、①本人が手続きしていない②裁判所が子の利益にならないと判断③面会交流命令が

離婚後の子どもの養育を考える」(先月十八、十九日付)には、多くの反響が寄せられた。目立ったのは、離婚後の親権を父母のどちらかに限る「単独親権」のままでいいと判断する「共同親権」を導入すべきかについての意見だ。読者の声を紹介するとともに、親権制度を法的な観点から解説している木村草太・東京都立大教授と、離婚後の親子の交流支援の重要性を訴える小田切紀子・東京国際大教授の話を伝える。(小林由比、長田真由美)



## 親権を考える

反響編

「共同親権で両親が共に育てる」とが子どもにとって大事だと発信している。離婚後も子どもが両親との日常的な交流を持つことで、離婚による子どもの心身への影響を和らげる」とが国内外の研究で分かれている。そのため、子どもが安心して安全に交流できるよう、面会交流の支援団体のようなインフラを整えることが必要だ。調停や審判で決まる日本の面会交流の多くは月一、二回。一方、私が専門に研究している米国では、子どもが日常に別居親と会っている。例えば三歳児は記憶の容量が小さいので、月



東京国際大 小田切紀子教授

## 共同養育 子どものため

おだりり・のりり 親が離婚した子どもの心理が専門。米国の支援体制に詳しい。公認心理師、臨床心理士。

として適性がある人もおり、一律にどちらか一方に親権を与えるのではなくいか。

「対立する親同士が親権を持つ場合、子どもの進路や医療方針など重要な事項で合意できるのか。重要な事項を決めるには、裁判外紛争解決手続き(A DR)をもつと活用できる。第三者が関与して話し合いを進め、裁判の調停よりも時間がかからない。さらに離婚にあたり、その後の子育てについて両方の親が学ぶべきだ。共同養育の知識やスキルを伝える「親ガイドランス」を義務化して、子どもにとつて離婚がどんな影響を与えるのか説明する。これにより、ある程度双方の葛藤がエスカレートする」という声もある。

「D V被害者への支援が十分でない今の日本では、共同親権の導入は時期尚早」という声もある。

既に社会資源はある。A DRがあり、親ガイドランスがあり、親が離婚した子どもの意見が大事」といふ意見は割れたまま

親権制度を巡る動き	
2011年	親権制度の一部を見直す改正民法が成立。離婚後の面会交流や養育費を取り決めることを明記。付帯決議で、離婚後の共同親権の可能性を含めて検討求める。
16~17年	別居親との面会を原則義務付ける「親子断絶防止法案」提出へ向け、超党派の議員連盟が議論
21年2月	上川陽子法相(当時)が、法制審議会に家族法制の見直しを諮問
22年6月	自民党法務部会が共同親権導入を提言
7月15日	シングルマザー支援団体が単独親権求めて会見
19日	法制審部会が中間試案のたたき台を公表
8月26日	自民党法務部会が紛糾
30日	法制審部会が中間試案取りまとめ先送り

離婚後の子どもの養育に関する法制度を議論する法制審議会の部会で、2021年3月からテーマの一つとなってきた離婚後共同親権制度。裁判官や弁護士、大学教授らの委員の中でも意見が割れたまま、中間試案の取りまとめに向けた動きが進む。

試案は、進学や医療などの重要事項決定権などが含まれる親権を離婚後も父母が共同で行使できるようにする案と、現行通り父母の一方を親権者とする案を併記した形で、当初は先月末に決定し、その後パブリックコメント(意見公募)が実施される予

定だった。しかし、自民党内で「分かりにくい」などの声が出たことなどから、先送りとなった。

同党法務部会は今年6月、古川禎久法相(当時)に共同親権制度導入を求める要望書を提出。一方、D V被害者の支援団体などからは家庭内にD Vがあった場合、被害を継続させるとして、導入に反対する声が上がる。

## 単独親権でも交流可能

「離婚後も共同親権になると何が変わるのか。両親に積極的に真摯な合意がない場合にまで強制的に共同親権になると、引越しやワクチン接種、進学、海外旅行など重要な事項の決定に別居親の同意が必要となる。両親が話し合いができない関係の場合、重要な事項がスムーズに決定できなくなる。例えば、別居親の反対で子どもと同居親が望む引っ越しができなかつたり、別居親が子育てに無関心になり音信不通となつた結果、海外への修学旅行に必要なサインをもらえずも起きてくる。ダメステックバイオレンス(D V)や虐待があるケースでは「サンインが欲しければ会いに来ない」といった暴力の道具になる恐れがある。

「D Vや虐待が立証されると何が変わるのか。両親が親関係のない場合、子についての決定がスムーズにできないため共同親権に向かうことは難しい」という理解も立証は難しいという理解もないため共同親権に向かうことはまずまらない。

「法制審議会(法相の諮詢機関)で一年半議論しても意見はまとまらない。家族法は仲の良い関係を支援、保護することはできるが、仲が悪いものを良くしておらず、共同親権を取扱うことはできない。壊れた関係を無理やり戻すためには、法律を使おうということではない。また、D Vの完璧な立証は難しい」という理解もないため共同親権に向かうことはまずまらない。

◆子どもにとって何が一番良いのかが大事。子どもは両親から愛情を受ける権利がある。両方の愛情で満たされてこそ健康新成長できる。虐待が懸念される場合は別として、共同親権にして両親が子どもを育てることが妥当だ。=横浜市、男性(78)

◆共同親権は、離婚後に子どもが進学したり、医療を受けたりする時に、別居親の「許可がいる」ということが本質だ。別居親が「ダメ」と言えばできなくなる可能性があり、子どもの声を押しつぶす制度になり得る。=埼玉県、男性(52)

親同士歩み寄れる  
読者から  
子どもの声つぶす

◆親権を持つ方が立場が強く、物事を決められるという風潮が社会にある。どちらかにしか親権がない状態は、親権争いのもとにもなる。共同親権も選択できれば、離婚後も親同士が歩み寄る可能性が高くなるのでは。=埼玉県、男性(50代)

◆離婚後も父母が共に子どもに関わるべきだというのは響きがよく、一般論としては肯定する人が多いと思うが、実際には理想論。法律で認めないと協力できない元夫婦に選択的でも共同親権を認めると、無用な争いが増える。=兵庫県、女性(40)

れば、共同親権から除外されないとの意見もある。共同親権に必要なのは両親の協力関係だ。D Vや虐待が立証されなかつたとしても、相互に話し合える信頼関係のない場合、子についての決定がスムーズにできないため共同親権に向かうことはまずまらない。

「法制審議会(法相の諮詢機関)で一年半議論しても意見はまとまらない。家族法は仲の良い関係を支援、保護することはできるが、仲が悪いものを良くしておらず、共同親権を取扱うことはできない。壊れた関係を無理やり戻すためには、法律を使おうということはない。また、D Vの完璧な立証は難しい」という理解もないため共同親権に向かうことはまずまらない。